佛教學研究　第七十六号　抜刷
令和二年三月十日　発行

称名寺聖教『往生礼讃光明抄』について

佐竹真城

称名寺聖教『往生礼讃光明抄』について

佐竹真城

問題の所在

小論で扱う『往生礼讃光明抄』（以下『礼讃光明抄』と略称）とは、神奈川県称名寺所蔵（神奈川県立金沢文庫管理）になる国宝称名寺聖教のなかの一書である。[1]

本書は、古目録類にはその名を見ることができず、しかも撰号を欠いているため、厳密には撰者が詳らかでない。しかしながら、昭和の調査で顕出されて以降、同じく「光明抄」と題する著作を有していることから、法然門下の覚明房長西（一一八四―一二六六）による撰述であると考えられている。そして、長西の著作の殆どは早くに散逸したと考えられていたため、研究者の間では長西教義を窺う上で重要な典籍であると認識されてきた。ところが、未だ詳細に内容を論じた研究は確認できない。したがって、慎重を期するならば、題号の一部が一致するというだけで長西撰述であると判定するのは、聊か飛躍が過ぎると考えるべきであろう。翻って考えれば、撰者が長西であると確定できたならば、長西教義研究に必要不可欠な文献ということになる。

そこで小論では、本書に説かれる特徴的な思想を紹介し、その説示から本書の撰者が長西であることを確定させたい。その上で、本書が長西教義研究のみならず、中世浄土教研究に大きな役割を果たす可能性を持つことを提示したい。

一　『礼讃光明抄』に言及する先行研究

はじめに、本書に言及する先行研究を確認しておきたい。

・塚本善隆博士「金沢文庫所蔵浄土宗学上の未伝稀覯の鎌倉古鈔本」（『浄土学』巻五／六・五七五頁、一九三三年）②

(26)往生礼讃光明抄三巻の内、第二、第三、長西撰（推定）、永源手沢、湛睿所持本、

表紙に

往生礼讃光明抄三巻内第二自日没第三訖後序

とあり、先の(9)観経疏光明抄に欣浄沙門長西録とあるによつて、法然門下の高足覚明房長西の撰なることは、殆んど疑ひなし。本書は末部を逸したれば、奥書を得ずと雖ども、「観経疏光明抄」及び、次の同一撰者、同一書写人の「法事讃の疏」と共に、文永五年、六年の頃京都にて書写されたものであることも推定せられる。

・岸章二氏「金沢文庫所蔵『観経疏光明抄』玄七第五（？）同序三第一の本文及びその解説と光明抄研究の一問題」（『宗学研究』巻一一、一九三五年　※二重山括弧内は筆者加筆）

又こゝに今師といふは善導を指してゐる如く、『観経疏光明抄』、『法事讃』及び『礼讃』の『光明抄』にあつては、善導呼ぶに今師若くは和尚の略称を用ひ、元祖法然上人を呼ぶに上人なる敬称を用ひてゐる。（一五四頁）

『礼讃光明抄』第二七丁右に『礼讃』十二丁右の「諸衆生今日晨朝各誦二六念一」の文の六念を解釈してゐるが、他の釈が極めて個殊的簡結叙述であるのに、六念の釈に於ては甚だ委細で約一枚半に亘つてゐる。（一五九頁）

又『礼讃光明抄』第三（合廿一丁右）にも如上の『観念法門』を挙げてこの義の然らざる旨を「私云此義不爾在別可見」とゐつてゐる。（一六二頁）

『礼讃光明抄』第三（合廿一丁右）に「私云此義不爾云々在別可見」といふは、恐らく『玄義分光明抄』第三十七丁左の私釈を指摘してゐる様に思はれるが故に『礼讃』は『玄義分』より後に講せられられてゐると推せらる。又『定善義』の『光抄明』《『光明抄』》は逸失したか未だに発見せられないが、『礼讃光明抄』第三（合廿四丁左）に「委在定善義抄可見」とあるから『礼讃』よりは『定善義』は早く講せられてゐる。（一六九頁）

こゝ《聖冏『決疑鈔直牒』巻六（『浄全』巻七・五四〇頁）》に指す疑芥とは、『浄土疑芥』即ち『光明抄』であるかは現在『玄義分光明抄』が十八願加減の文のあるところを欠失し、『観念法門』には『光明抄』なく、残存の『礼讃光明抄』十八願加減の文の下の釈にも見出し得ないので容易に決し難いが、その思想としては『礼讃光明抄』第三（合三十丁左）に「疑云称我名号者釈経何句ノ歟答乃至十念句也謂先標称我号ト次乃至釈ヲシ下至十念釈ヲス十声」と同じであつて、乃至をば諸行より念仏に至る言葉として第十八願の乃至十念に諸行を合せしむる為めの釈であることは明かである。（一七〇頁）

・安井広度博士『法然門下の教学』（一九三八年［一九六八年複刊］　※二重山括弧内は筆者加筆）

(7)『浄土疑芥』

『群疑論疑芥』第七巻の内題に「浄土疑芥（通申諸経部群疑論第七）」と記し、『観経疏序分義光明抄』の初に「浄土疑芥（別申観経部善導疏第二）」と記し、『法事讃光明抄』の初に「浄土疑芥（別申小経部善導法事讃）」と記す所を見ると、彼《長西》には「浄土疑芥」と題する大部の浄土教に関する著述があつたやうに察せられる。全部で何巻あつたか解らないが、……『法事讃』、『礼讃』、『論註』等の鈔を残してゐる。（三六頁）

さて、乏しき文献に依て長西の業成論を窺ふと、彼は常に至誠心を以て業成を論じたるが如く……『礼讃光明抄』には、『浄土論』の一心を解して、

一心者浅深分斉如何。答、勇猛強盛心也、業事可二成弁一故、此即至誠心也。

といひ……一般に勇猛強盛の心を以て修する時に往生の業事が成弁する意味なるや、又、欺かる行を以て業成に供すべき業となす意味なるや、今一つ明かならぬものであるが、思ふに、彼の四修本位の考からすると、それは恐らく後者の意味に解すべきではなからうか。（七四―七五頁）

・石田充之博士『日本浄土教の研究』（二九九―三〇〇頁、一九五二年　※二重山括弧内は筆者加筆）

(6)往生礼讃光明抄三巻（二、三巻の一冊存）（右同《金沢文庫蔵》）……一連の「浄土疑芥《」》と内題する講義録と推測されるもので、門弟の私解等が加えられているが、大体その《長西》著と推定される。

・石田充之博士『法然上人門下の浄土教学の研究』巻下（七八―七九頁、一九七九年　※二重山括弧内は筆者加筆）

(6)往生礼讃光明抄　三巻（第二、第三巻の一冊現存）永源手沢本湛睿所持《「金沢文庫蔵」の脚註あり》……一連の『浄土疑芥』と内題する長西の講義録と推定されるもので、門弟の私解等が加えられているのであって、大体長西師の思想内容を伝える著述であると思惟して宜しいであろう。

・『浄土宗大辞典』（巻一・一六三頁、一九八〇年）

おうじょうらいさんこうみょうしょう【往生礼讃光明抄】三巻。長西撰。善導の『往生礼讃偈』の注釈書。昭和初期に金沢文庫から見出だされたもので、表紙に「往生礼讃光明抄三巻内第二自日没第三迄後序」とあり、三巻の中の第二・第三巻であることが分る。末部を欠いており作者名などを見ることはできないが、同じく金沢文庫蔵の「観経疏光明抄」（文永六年永源書写本）と『法事讃（光明抄）』（文永五年永源書写本）は長西の著であることが明記されていることから、本書も長西の著で一二六八―九年（文永五・六）ごろ永源によって書

写されたものと考えられる。長西の諸行本願義研究には欠かすことのできない書である。

・吉田淳雄氏「長西の著作について」（『仏教論叢』巻四四・九七頁、二〇〇〇年　※二重山括弧内は筆者加筆）

④往生礼讃光明抄は、第二・三巻のみ現存する。外題は

往生礼讃〈光明〉抄三巻内〈第二自日没／第二訖後序〉

とあり、巻二は十三葉で日没偈から日夜偈までを釈し、巻三は後夜偈から後序までを扱っており、十九葉が現存するものの巻尾一葉程度が欠けている。

この②《観経疏光明抄》③《法事讃光明抄》④は奥書より、文永五年から六年（一二六八～九）にかけて永源なる者が洛北一条万里小路の阿弥陀院にて書写したものであることが知られ、その後どういう経緯を辿ったのか不明だが、金沢称名寺の第二世湛睿の所持本となった。

・『新纂浄土宗大辞典』（一三一八頁、二〇一六年、執筆：石上壽應氏）

おうじょうらいさんこうみょうしょう【往生礼讃光明抄】二巻一冊。長西撰、永源書写、湛睿手沢。諸行本願義の立場から書かれた『往生礼讃』の註釈書。同じく金沢文庫所蔵の長西撰『観経疏光明抄』『法事讃光明抄』の書写・手沢が本書と同一人であること、両書の書写年代が長西入寂直後の文永五―六年（一二六八―一二六九）であることから、同時期の長西撰と推定される。また表紙の記述から第一巻が欠如していることが分かる。

如上、何れも本書の撰者を長西とし（一部推定を含む）、その貴重性・重要性に言及している。しかしながら、「長西の諸行本願義研究には欠かすことのできない書」等の高い評価を与えられながらも、内容にまで言及したのは岸氏の論攷のみである。その岸氏も中心は『観経疏光明抄』にあったため、十分に研究されてきたとは言い難い。

二　『礼讃光明抄』の書誌情報と価値

つぎに、『礼讃光明抄』の書誌情報を表に整理した上で、先行研究の見解も踏まえ、改めて本書について纏めておきたい。

表紙	中央「往生礼讃光明抄三巻内第二自日没第三訖後序」右下「湛睿」左下「永源（花押）」
装丁	綴葉装
丁数	三二丁（巻二…一三丁、巻三…一九丁の合冊）③
法量	縦寸：二八・六糎、横寸：二〇・七糎④
奥書	「文永五年八月十六日／礼讃三巻内第二」（※／は改行位置）
備考	※巻二…日没讃（大経）「礼讃阿弥陀仏十二光名求願往生一十九拝当日没時日没時礼」（『聖典全書』巻一・九一六頁）から初夜讃（大経）・中夜讃（十二礼）「余悉同上法」（『聖典全書』巻一・九三五頁）までを註釈。 ※巻三…後夜讃（願生偈）「第四謹依天親菩薩願往生礼讃偈」（『聖典全書』巻一・九三五頁）から晨朝讃（彦琮）・日中讃（観経・広懺）・後序（後述）「既有此増上誓願可憑」（『聖典全書』巻一・九五九頁）までを註釈。

本書は、標題が示すように、善導（六一三―六八一）撰『往生礼讃偈』（以下『礼讃』と略称）の文言に対して、「●●等事」と小分けにして見出しを立て、註釈を施したものである。表紙には「三巻内」とあり、巻二の奥書には「礼讃三巻内第二」との一文を有することから、本来は三巻本であったことが分かる。所釈の文に目を向けると、巻二は日没讃（大経）の「礼讃阿弥陀仏……日没時礼」（『聖典全書』巻一・九一六頁）からはじまり、巻三は後序（後述）の「既有此増上誓願可憑」（『聖典全書』巻一・九五九頁）で終わっているので、六時の礼讃文から後序にかけて一通り註釈が施されていることが知られ、同時に巻一は前序の註釈であったことが窺える。なお、巻三は最後の註釈文が中途半端に途切れていることから、おそらく末尾の一、二丁あまりが欠失していると推察する。

本書の成立時期は、巻二に「文永五年八月十六日」との書写奥書を有していることから、一二六八年以前に遡ることができる。『礼讃』の註釈書のうち成立の早いものとしては、浄土宗鎮西義第三祖良忠（一一九九―一二八七）撰『往生礼讃私記』二巻（一二七六年頃成立[5]、以下『礼讃私記』と略称）や、浄土宗西山義の行観（一二四一―一三二五）撰『往生礼讃私記』三巻（一二九八年以降成立[6]）などが知られている。また、称名寺聖教のなかには良忠の『往生礼讃聞書』一巻[7]（以下『礼讃聞書』と略称）なる一書を確認でき、しかも康元元（一二五六）年の奥書[8]を有しているから、表面上は『礼讃聞書』が最古の『礼讃』註釈書であると見ることができる。しかし、書写奥書の年号をそのまま成立と目することは一概には首肯できないことと、称名寺聖教に含まれる良忠の『観経疏聞書』[9]には長西の『観経疏光明抄』の影響を看取できることが指摘されている点から、[10]『礼讃』註釈においても本書の成立の方が早いと考えることも可能であろう。両書の成立の前後に関しては、『礼讃聞書』の本文内容を踏まえた詳細な検討を要するものであり、今後の研究が待たれるところであるが、その点を考慮したとしても、本書を現存最古級の『礼讃』註釈書と位置づけ、『礼讃』註釈史における最初期の撰述とすることに疑いの余地は

ないだろう。

如上の点から、教学的に重要な要素を含む『礼讃』前序の釈を欠くものの、その成立時期より見て貴重・重要であるとの評価に異論はないだろう。そして、従来言われるように撰者が長西であるならば、その価値はさらに高まることとなる。よって、次項では撰者長西説を検証する。

三　撰者長西説の検討

本書の撰者は、標題から長西と推定されていることは前に述べた通りであるが、書写者については、表紙に名が見える永源なる人物と推定できる。永源が如何なる人物であったかは知られていないが、今日金沢文庫で管理される称名寺聖教のなかには永源書写本が数点確認でき、それらと照合してみると、やや癖のある筆跡は全く一致する。そして、永源書写本の殆どが長西の著作であることも、撰者を長西と比定する一材料となっている。しかしながら、これらは外的観測からの見解に過ぎない。本項では、内的証拠すなわち本書に説かれる思想から撰者長西説を検討してみたい。

㈠「執持名号」釈

まず『礼讃光明抄』には、次の如く特徴的な説示を見て取れる。

尋云、執持名号者観称中何歟。答。不レ及二疑慮一、称名也。爰以諸師一同釈二称名一也。難云、経上文説二光明无量寿命故名二アミタ一、指レ彼云二聞アミタ仏一歟。若爾仮名論二自性道理一観二光明等之功徳一故、云二執持名号一歟。孤山智円正釈二執持二字一、云二信力故執受念力故住持一、全不レ云二称名一。若爾正観念為レ本、傍通二称名一歟。何偏云二称名一歟。答。一往此難来、只云二執持一不レ云二称名一故。然而持者行義也。持二

行名号者、必称為地体也。其上通観讃事不遮也。自本仏経多含可亘三業。故倶舎等性相云名句文身依声仮立。故知執持名号尤可称名也。

（金沢文庫蔵文永五年書写本、巻三・三二丁右―左）

すなわち、『阿弥陀経』所説の「執持名号」について、観念・称名の何れで理解するのか問いを立て、称名であると答えている。しかし、「難じて云はく」として、孤山智円（九七六―一〇二二）は全く称名とは説いていないから、観念を本として称名は傍に通じる程度の理解ではないかと重ねて問いを起こし、名号を称する者は、称えるという行為を地体とした上で、観念に通じることを妨げないとの理解も示している。最終的に、「執持名号」は称名であると断言するものの、「三業に亘る」ことから観念的な解釈を否定しないのである。

これに類似する議論が、長西撰述書の『法事讃疑芥』⑪にも見られる。

尋云、執持名号者観称中何歟。答。今釈雖不云称名玄義別時門釈一日七日称仏之名。礼讃後序釈一心称仏不乱。又釈十声十声又釈若称仏往生者云々。諸師皆以如此也。難云、今聞説アミタ仏者指上光明寿命无量故名アミタ仏之説歟。若爾者執持名号者聞観念之境、謂可観光明寿命等故。何云称名歟。又付経之文言執持二字不必聞称名如何。答。難勢実□爾也。但論蔵性相云名句文身依声仮立。故名号必可口唱之也。雖爾竪著共不可一偏。経論文言多含付執持名号可有三業之行也。是以諸師解釈辺々也。⑫

（金沢文庫蔵文永五年書写本、巻三・一二丁左）

ここでも『礼讃光明抄』と同様の問答を展開し、表面上は称名の義を取りながらも、観念的に解釈していく義を完全否定していない。そして、経論の文言は多岐にわたり、「執持名号」においても三業の行があるのだから、一つの見解に執着すべきではないと述べている。

この両見解は大変に似通っていることが分かるが、左の如く対照すればより明らかである（対照の便をはかり、訓点および句読点は省略し、適宜改行や傍線処理を施した）。

『礼讃光明抄』

尋云執持名号者観称中何歟

答不及疑慮称名也爰以諸師一同釈称名也

難云経上文説光明无量寿命故名アミタ指彼云聞アミタ仏歟若爾仮名論自性道理観光明等之功徳故云執持名号歟孤山智円正釈執持二字云信力故執受念力故住持全不云称名若爾正観念為本傍通称名歟何偏云称名歟

答一往此難来只云執持不云称名故然而持者行義也持行名号者必称為地体也其上通観讃事不遮也自本仏経多含可亘三業故倶舎等性相云名句文身依声仮立故知執持名号尤可称名也

『法事讃疑芥』

尋云執持名号者観称中何歟

答今釈雖不云称名玄義別時門釈一日七日称仏之名礼讃後序釈一心称仏不乱又釈十声十声又釈若称仏往生者云々諸師皆以如此也

難云今聞説アミタ仏者指上光明寿命无量故名アミタ仏之説歟若爾者執持名号者聞観念之境謂可観光明寿命等故何云称名歟又付経之文言執持二字不必聞称名如何

答難勢実□爾也但論蔵性相云名句文身依声仮立故名号必可口唱之也雖爾竪著共不可一偏経論文言多含付執持名号可有三業之行也是以諸師解釈辺々也

如上、文言が完全に一致しているわけではないが、一見して両書の説示が類似し、論理構造にいたっては全く同じであることが分かる。

(二)念仏理解

『礼讃光明抄』には、次の如き問答を見ることができる。

尋云、今念仏者観称中何歟。答。付真身観念仏衆生文有三解。一々向称名念仏也、一一向観察念仏也、三広亙三業念仏。今云観念々仏也。委在定善義抄、可見云々。三部経中称名本願文未見之。

観仏本願者尤観経第十三観分明者哉。

(金沢文庫蔵文永五年書写本、巻三・二五丁左)

ここでは、念仏は観念・称念の何れかを問い、『観経』第九真身観の「念仏衆生」（『聖典全書』巻一・八七頁）の念仏には、❶一向称名、❷一向観察、❸広亘三業という三つの理解があるとした上で、観念と定義する。[13] また、「浄土三部経」のなかには称名本願の文は見えないが、観念本願は『観経』十三観に分明であると述べている。

これに類似する理解が、やはり長西の著作上に次の如く看取できる。まず『散善義光明抄』には、

念仏言中有二三業念仏一。開レ之時或云二五念門一或云二五種正行一也。而又分レ之観仏念仏二也。今閣二観仏三昧一勧二念仏三昧一也。故念仏言広経二三業一亘二定散一也。

（『宗学研究』巻一六・一五五頁）

とあり、念仏という語には三業の念仏という定義のあることが示されている。具体的には、これを開示すると五念門・五正行となるが、さらに分ければ観仏と念仏との二義に分類できるとし、「念仏」の語は広義であり、三業を経て定散にわたることを明かしている。また『法事讃疑芥』には、

以二真観三縁之釈一准レ彼案レ之、今人能念仏々還念者散心也。此得二三業一。如二真身観口常称念等一、此即念仏三昧為宗之意也。専心想仏々知人者、此得二意業一辺一。如二真身観衆生憶念仏等一、此即観仏三昧為宗意也。意云、本願乃至十念々仏中亘二三業一有二定散念仏一釈顕也。余処称我名号等者、此三業中散称本願正意、往生正業偏在レ之。故釈二肝要一也。

（『宗学院論集』巻九一・二〇一頁下）

とあり、善導「定善義」の三縁釈を通して念仏を理解している。ここでは、散心の称名や三業に亘る理解、ならびに観念としての理解が示されており、『礼讃光明抄』の説示と一致してくる。また、本願文の「乃至十念」（『聖典全書』巻一・二五頁）にも言及し、念仏は三業に亘るものにして定散両義を有したものであるが、殊に散心の称名念仏が本願の正意・往生の正業であることを明かしている。

なお、全体として善導義に基づいて論が展開されており、散心の称名念仏が本願の正意・往生の正業と述べる上でも、『礼讃』所引の『大経』の文である「称我名号」（『聖典全書』巻一・九五八頁）に依拠した説示であるこ

とに鑑みれば、前出の「三部経中称名本願文未見之」の如き、「浄土三部経」に称名本願を見出せないとの言葉も自ずと理解できる。すなわち、文面のみを見ると、称名本願説が経文に顕らかでないという消極的理解を述べているように窺えるが、註釈を介することで、未顕の義を顕らかならしめようとする撰者の姿勢を看取できる。実際、長西撰述と考えられる『浄土論注要文抄』[14]には次の如く説かれている。

尋云、故引大経観経二文為首、共説衆生之証有何意乎。答。為顕下三業念仏中口業称名為本願正意之由也。其故本論以観念為正、又分明不明称名。雖爾上根勧観念等、下根可勧称名。而似面観念為正、裏顕称名為正之論文。最略不委住文広釈細明也。例如善導観念法門。五縁中釈滅罪縁先引下三品。此等皆顕ミタ本願往生正業意也。能々可思択。

（『金沢文庫研究』巻三四一・四二頁）

ここでは、『往生論註』において殊更に『大経』『観経』を引用して衆生の証果を説く理由を問い、三業にわたる念仏のなか、口業の称名が本願の正意であることを明かすためであると答えている。[15]次いで、本論すなわち『浄土論』には表面的には観念を正義として称名を明かしていないように見えるが、内面的には称名が正義であることを顕すものであると述べている。ここでもまた、本論の表面上からは不明瞭である義を、註釈を通すことで顕在化させようとの意図が見て取れるのである。このように見ると、その説示は一致していると言えるだろう。

なお、念仏が観称に通じ、そのなかでも称名念仏を本願の正意・正業とする理解に関連して、『散善義光明抄』に次の如き説示を見て取れる。

但至定散者弘願外要門也称名正弘願法体也等之難者、此又不爾歟。披閲解釈次第有総別意歟。先釈弥陀本誓願極楽之要門定散等廻向等、此本誓願者往生強縁也、定散者去行也、此即総也。次釈一向専念等者、於定散去行中諸行傍也、因明也。念仏者正也、直弁也。於此中観念等助業也、称名定業也。

故別以二正定業一云二一向専念等一也。比即与奪意也。如レ此等与奪傍正意、世間出世間常習也。

（『宗学研究』巻一六・一二九頁、※巻三／四・一二丁左）

すなわち、定散の去行のなか、念仏は正因であり直弁であるとした上で、観念を助業、称名を正定業と位置づけている。このような理解も共通していると見て大過ないだろう。

㈢造罪退失・心不退釈

『礼讃光明抄』には以下のような説示も見られる。

尋云、釈三心当体之処既云自造罪退失一、今云心不退一、相違如何。答。付レ之有二三解一。一凡夫光触異、謂約二凡夫過一云造罪退失一、凡夫退位故。約二光触徳一云心不退一、仏力冥加故。二定善散善異、謂約二定心徳一云心不退一、悟二無生一故。約二散心失一云造罪退失一、未レ得二无生一故。三諸行念仏異、謂約二上六品余行一云造罪失一、余行无二摂取不捨益一故。約二念仏一云心不退一、観称共有二摂取不捨益一故。

（金沢文庫蔵文永五年書写本、巻三・二四丁左）

ここでは三心の当体を解釈するにあたり「自造罪退失」と述べているが、「心不退」との相違は如何なるものかという問いに対し、❶凡夫光触異、❷定善散善異、❸諸行念仏異という三解を挙げている。如上の見解について、『散善義光明抄』に同様のものを看取できる。

尋云、若云二已行退一者、礼讃云二蒙光触者心不退一相違如何。答。共一師解釈也。不二□相違一。付レ之有二三解一。一凡夫光触異、謂及自造罪退失者約二凡夫過一、是退位故。心不退者約二光触徳一、仏力冥加故。二散善定善異、謂及自造罪退失者約二散心過一、九品散善故。心不退者約二定心一、十三定善故。三諸行念仏異、謂及自造罪退失者約二余行一、々々無二摂取益一故。心不退者約二念仏一、々々定散共有二摂取益一故。

（『宗学研究』巻一五・一〇〇頁　※巻一六・二〇丁右）

左の如く両説を対照すれば、その一致は一目瞭然である（対照の便宜上、訓点および句読点は省略し、適宜改行や傍線処理を施した）。

『礼讃光明抄』

尋云釈三心当体之処既云自造罪退失今云心不退相違如何

答付之有三解

一凡夫光触異謂約凡夫過云造罪退失凡夫退位故約光触徳云心不退仏力冥加故

二定善散善異謂約定心徳云心不退悟无生故約散心失云造罪退失未得无生故

三諸行念仏異謂約上六品余行云造罪失余行无摂取不捨益故約念仏云心不退観称共有摂取不捨益故

『散善義光明抄』

尋云若云已行退者礼讃云蒙光触者心不退相違如何

答共一師解釈也不□相違付之有三解

一凡夫光触異謂及自造罪退失者約凡夫過是退位故心不退者約光触徳仏力冥加故

二散善定善異謂及自造罪退失者約散心過九品散善故心不退者約定心十三定善故

三諸行念仏異謂及自造罪退失者約余行々々無摂取益故心不退者約念仏々々定散共有摂取益故

ここは引用ではなく自説を述べているにも関わらず、もはや同文と言って大過ない。この点より、撰者が同一人であることを窺い知ることができる。

如上、『礼讃光明抄』の説示を他の長西撰述書と比較してみると、明らかにその特徴的説示が合致する。その上で「光明抄」との標題も併せて考えれば、本書は長西が撰述した〈浄土疑芥〉における『礼讃』註釈書と断定できよう。

四　『礼讃光明抄』が持つ種々の可能性

前項の検討で、本書が長西撰述になる『礼讃』註釈書（〈浄土疑芥〉に含まれる一書）であることが明らかとなった。それに伴い本項では、現状で考え得る本書が持つ可能性を提示しておきたい。

㈠九品寺流研究

本書の本文中には、「私云」という私解が散見される。この私解も他の長西撰述書と同様に考えなければならないだろう。すなわち、現存する〈浄土疑芥〉では撰号を有している場合、直下に割註が施され、そのなかに「私解」の一語が確認できる。たとえば、『法事讃疑芥』巻一であれば「欣浄沙門長西録答以口受書之或加私解」[16]とある如くである。実際、〈浄土疑芥〉本文中には、処々に「私云」として私釈を述べる箇所が散見されることから、「私解」がこの私釈を意味していることは間違いないが、「私」が誰を指すのかが問題となる。この私釈について、岸章二氏は種々の観点から検討を加えた上で「幾多の『光明抄』は思想として長西の口述を弟子阿弥陀房が受けこれに私解を加へたものといふことになり、……私云といふ私料簡の一段は細註の私解に応じて阿弥陀房の主張となる」（前掲稿一七一頁）と指摘し[17]、今日までこの説に異を唱えた研究はない。よって、同様の体裁をとる本書の私解も、阿弥陀房説と考えて良いだろう。その上で私解に注目すると、直前まで述べてきた義、すなわち長西義に対して、「（此義）不爾」と述べる否定的な見解も多く見られ、阿弥陀房の教学を知る上でも、長西と門弟との関係を窺う上でも、大変に意義深い。周知のように、九品寺流は早くに相伝を断絶することとなるわけであるが、筆者は長西教義と長西門弟教義との乖離が一因にあると推察するため[18]、流義廃退の理由を探る上でも本書は貴重な史料となり得ると考える。

(二)良忠への影響

長西と良忠が直接対峙したか否かは定かでないが、活躍した時期は重なるところが多くある。興味深いのは、良忠門弟の良心（一二六二―一三二三）が著した『授手印決答受決鈔』に、

伝通記筆執者性心也。余人談長西等余流抄物、及引要要経論章疏文。（『浄全』巻一〇・八八頁上―下）

と伝えられる点で、良忠が『観経疏伝通記』を執筆するにあたっては、長西等の浄土異流の著作を参照していたと伝えられるのである。実際、良忠を含めた鎮西義の人師の著作には、長西および長西門流への言及が多く見られ、批判的な内容も少なくない。一方で、良忠の思想基盤には長西教義があり、良忠と長西は共通する面を有するとの指摘もある。[19] このような関係については当初、『授手印決答受決鈔』の記述に倣い、善導『観経疏』註釈の上で語られてきたのであるが、筆者が検討を加えたところ、『法事讃』理解においても、長西の『法事讃疑芥』から良忠の『法事讃私記』への影響を看取できることが明らかとなった。[20] そして、『礼讃』註釈においても、同様に長西の『礼讃光明抄』から良忠の『礼讃私記』への影響を指摘できることが分かってきたので、以下に一例を示してみよう（対照の便宜上、訓点および句読点は省略し、適宜改行や傍線等の処理を施した）。

例①

『礼讃光明抄』（五丁右―左）

自策自励等事　疑云策与励有何別歟答策身励心也

願弟子等乃至心不失念等事　疑云上既発願畢又今何重発願歟答上別今総也

『礼讃私記』（『浄全』巻四・三九三頁上）

自策等者策身励心也　説此偈已等者心念此文口唱此文

願弟子等者問上有発願重発何故答上別今総発願最要故重発願此文出在智者大師発願之文彼文一巻書也……

初中八……四心不失念朦昧不知境如云知苦失念転教口称

又顛倒与錯乱有何別歟答顛倒者僻見也錯乱者妄念也失念无記也

又縁境不正名失念或人云顛倒者僻見也錯乱者妄念也失念者无記也

当該箇所は、日没讃無常偈の「自策自励求常住」（『聖典全書』巻一・九二二頁）ならびに、「願弟子等……発願已至心帰命阿弥陀仏」（同前）を解釈する箇所である。まず「自策自励」を「身を策して心を励ます」と解釈する点に共通点を見出せる。次に「願弟子等」の一段について、「前に発願していながら重ねて発願するのは何故か」との問を立て、「前は別の発願、今は総の発願である」と答える点も一致している。これらは、管見の限りこの両書にしか見られない文言であり、両書の関係を窺わせる。以降、良忠は長西に比して詳細に解釈を施していく点は異なるが、「心不顛倒」「心不錯乱」「心不失念」を解釈するにあたり、「或人云」として一説を紹介している点は注目に値する。すなわち、前の対照を見れば、この義が長西の説示であることは明白である。そして、管見の限り他の典籍に同文を見ることはできないことから、良忠は確実に長西の『礼讃光明抄』を披閲しながら『礼讃私記』を撰述したことが指摘できる。[21] なお、『礼讃聞書』（二〇丁左）にも「顛倒錯乱事」の一段を設け、『礼讃私記』とは異なる解釈が詳細に施されているのを確認できるが、長西の説示からの影響を見ることはできない。

例②

『礼讃光明抄』（四丁左）

又此三帰者為引経論証為私解釈歟

答六時礼懺儀経云（大仏頂宗沙門作也一巻也）帰仏得菩提道心常不退ルサナ因帰法サハ若得大総持門ルサナ因帰僧息諍論同入和合

『礼讃私記』（『浄全』巻四・三九二頁下）

礼懺已一切等者三礼也

此文出六時礼懺儀経（大佛頂宗沙門作一巻也）彼文帰仏得菩提道心常不退盧舎那因帰法薩般若得大総持門盧舎那因帰僧息諍論同入

海ルサナ因文
已上三帰智者大師在国清寺玉泉寺出此文浄土礼文引導之
釈也

和合海盧舎那因已上
此三帰智者大師在国清寺玉泉寺出此礼文浄土礼文

当該箇所は、日没讃「帰仏得菩提……同入和合海」（『聖典全書』巻一・九二一―九二二頁）を註釈する箇所である。両書とも偈文の出拠に言及しているが、出典名や引文ならびに註釈文の内容まで一致している。ここは本来、灌項（五六一―六二二）の『国清百録』巻一所収「普礼法第三」に「普礼ニ十方三世諸仏ヲ。帰ニ法薩婆若ニ入ニ大総持門ニ盧舎那仏ナリ。普礼ニ十方三世諸仏ヲ。帰ニ僧息ノムルニ諍論ヲ入ニ大和合海ニ盧舎那仏ナリ」（『大正蔵』巻四六・七九五頁中）とあるのが出拠と考えられる。しかし、『国清百録』の異名であるか定かではないが、「六時礼懺儀経」なる典籍名を出拠として挙げ、『国清百録』で「盧舎那仏」とあるのを「盧舎那因」とする引用方法まで一致している。管見の限り、「六時礼懺儀経」なる経典は確認できず、しかもその名を用いて引用をするのはこの二書のみであるという特異性も有している。また、引文に続いて述べられる一文もほぼ同文であるから、良忠は『礼讃光明抄』を転用していることを指摘できる。なお、『礼讃聞書』（二〇丁右）にも「薩婆若総持門事」との見出しを立てて註釈を施しているが、薩婆若および総持門の語義解釈が述べられるに留まっている。

例③

『礼讃光明抄』（二三丁右）
又三昧无為即涅槃義如何答成正受位无所作云无為也受定楽安楽故云涅槃也涅槃亦翻常楽也章安釈云涅槃有大中小所謂魚注水鳥遊林皆涅槃也

『礼讃私記』（『浄全』巻四・四一五頁下）
三昧無為等者正受位無所作故云無為受定楽故云涅槃涅槃此云安楽亦云常楽故章安云魚住水鳥遊林皆涅槃也

当該箇所は、日中讃「三昧無為即涅槃」（『聖典全書』巻一・九四七頁）を註釈する箇所であるが、一見して両書とも註釈が酷似していることが看取できる。わずかに相異する箇所も存するが、順番の前後や表現の相異であって、意味は全く同じと言える。[22] このうち、最後に「章安（釈）云」として文を引用している点が注目される。ところが、章安こと灌頂の典籍にこれらの文を見ることができず、『往生礼讃私記冠註』には「章安云　涅槃玄義（上巻）取意」（『浄全』巻四・四二八頁中）とあることから、『涅槃経玄義』巻上の「秋水卒至河伯欣然魚鼈噞喁鳧沫戲沼。如是安楽亦名涅槃」（『大正蔵』巻三八・三頁下）を取意した文であると考えられる。この取意文について、「涅槃有大中小」との一文は長西だけが引用しているという差異はあるものの、後半の文言は良忠以降の鎮西義の人師に散見されるものである。しかし、管見の限り、長西・良忠に先行する文献には見られない文であるから、長西が取意した文である可能性が高い。それと同文が見られるということは、やはりこの一段においても良忠が『礼讃光明抄』を孫引きしたものと考えて大過ないだろう。なお、『礼讃聞書』（三六丁左）にも「三昧無為即涅槃事」との見出しを立てて註釈を施しているが、『礼讃私記』とは視座の異なる解釈が述べられており、長西の影響を見ることもできない。

例④

『礼讃光明抄』（二六丁左）

疑云転蓬者何等歟

答車名也天台玄義云蜘蛛引羅糸是学結網蓬飛廻庭依之造車神皇帝浮一葉見造船奚仲見転飛蓬莱造車故云転蓬也文

淮南子聖人観転蓬而為車也文

管子曰无儀法註或飛揺而无所定謂之飛蓬也文

『礼讃私記』（『浄全』巻四・四一六頁下）

転蓬者

車異名也法華玄義云蜘蛛羅引糸学是結網蓬飛廻庭依之造車神農皇帝見浮一葉造船奚仲見転飛蓬造車故云転蓬也云々

淮南子云聖人観転蓬而為車也

当該箇所は、日中讃「法界傾揺如転蓬」（『聖典全書』巻一・九五一頁）の「転蓬」を註釈する箇所である。両書とも引用をもって註釈に置き換えているが、対照すれば一目瞭然、表現や漢字が前後する等の相異はあるものの、その引文は明らかに一致している。註釈する上でこのように引文が重複することは珍しいことではないが、当引文は『法華玄義』巻七下「如蛛羅引糸、倣之結網、蓬飛独運依而造車、浮槎汎流而立舟、鳥跡成文而写字。皆法理而制事耳」（『大正蔵』巻三三・七七一頁下）の取意文であり、管見の限り長西に先行する典籍に同文は確認できない。すなわち、長西独自の引用文と見ることができるのである。また、この点について加祐（一一六六一）の『往生礼讃私記拾遺抄』には次の如き興味深い記述が確認できる。

法華玄義等者、天台妙玄第七云、如蜘蛛羅引糸、倣之結網、蓬飛独運依而造車、浮査汎流依而立舟、鳥跡成文依而写字。皆法理而制事耳。已上此文与今記所引文二文言等甚大相違。若記所引是他作玄文歟、或是取意文歟。追而察焉。

（『浄全』巻四・五二四頁上）

当該引文について、『法華玄義』原文と『礼讃私記』所引の文との相異が甚だ大きいことから、他人が制作した『法華玄義』の文であるか、あるいは良忠の取意文であるか検討すべき旨が述べられているのである。『礼讃光明抄』と『礼讃私記』の成立順から考えて、良忠の取意文と考えることは不可能であるから、良忠が『礼讃光明抄』を転用していることを指摘できる。また、『法華玄義』に続けて『淮南子』を引用するスタイルも、長西に依拠したものと考えられる。なお、『礼讃聞書』（三九丁右）にも、「如転蓬事」との見出しを立てて註釈を施しているが、わずか一言、喩である旨を述べるに留まっている。

如上、良忠が「或人」として引用する文言が一致を見せていることに加え、当時としては他に類例を見ない特徴を有する文言でも一致している点から、良忠が『礼讃私記』を撰述するにあたって、長西の『礼讃光明抄』を参照し、少なからず影響を受けていることを指摘できる。同時に、『礼讃聞書』との成立前後に関して、『礼讃私

記』と一致を見せていた箇所でも『礼讃聞書』では一切の影響を看取できないことから、『礼讃聞書』の成立は『礼讃光明抄』に先行すると見るのが隠当なようである。ただし、この点は別の機会に詳細に検討したい。

小結

以上、『礼讃光明抄』について二三の検討を加えてきた。小論の要点を纏めれば次の如くである。

『礼讃光明抄』は、成立時期という観点から見た時、『礼讃』註釈史上最古級と位置づけられ、大変に貴重な典籍である。しかし、従来の研究においては、題号等に依拠して撰者を長西と推定し、その重要性は指摘されながらも十分な検討が加えられてこなかったところに問題があった。そこで、他の長西撰述書と説示内容を比較してみたところ、同一人による撰述と比定するに十分な一致を確認できた。したがって、筆者は本書の撰者を長西と断定する。そして、撰者を長西と確定できたことにより、本書に見られる私解は、他の〈浄土疑芥〉同様に長西門弟の阿弥陀房説と比定できる。よって、本書は未だ知られていない点が多い九品寺流の教学や相伝を窺っていく上で、重要な史料となる。また、良忠の『礼讃私記』への影響を看取できることから、当時の専修念仏教団における人師・門流間の思想交渉など、中世浄土教研究にも大きく資することができる史料と言えるだろう。

なお、『礼讃光明抄』の本文翻刻は、別稿にて報告する。[23]

註

① 請求番号：九四―三。

② 【引文凡例】①旧字は新字に、異体字は通行体に、それぞれ改めた。②原文には筆者の訓みにしたがって訓点および句読点を付した。③隠滅箇所は文字数分の「□」で示した。④既翻刻文献を原本と照合して誤字の発見や未読字が

解読できた場合、発表者読替字・解読字に改めた上で網掛け表記し、出拠に原本の丁数を併記した。

③　一六丁には、「八梵者是八解脱也」から始まる八行に亘る文言を確認できるが、次の問題を指摘できる。すなわち、①直前までの文章とつながらない上に所釈の「八梵」は『礼讃』不出の文言であること、②直前までの文章は一七丁につながること、③明らかに別筆であること、④裏打ちの紙と原紙のサイズが合っていないこと、という四点である。これらの問題点に鑑みれば、一六丁は修理の際に混入したものと考えられるため、厳密には全三一丁（巻二…一三丁、巻三…一八丁）と言える。

④　法量は筆者の採寸による。なお、『称名寺聖教目録』一〇五頁には、縦寸が一三・六糎、横寸が二〇・七糎とあるが、横寸は採寸方法等による誤差の範囲としても、縦寸は誤記であろう。

⑤　『浄土宗大辞典』巻一（山喜房仏書林、一九七四年）一六三頁には次の如く解説されている。

一二七六年（建治二）ごろ京洛滞在中に『法事讃』『観念法門』の私記とともにこの書も撰述したと言われているが明らかでない。しかし、具疏相互の譲釈から見て、この書が『法事讃』『般舟讃』の両私記より先の著作であることがわかる。

⑥　『新纂浄土宗大辞典』（浄土宗、二〇一六年）一七六頁。

⑦　請求番号：九六―一。

⑧　四六丁左。

⑨　請求番号：九八―二（序分義）、九八―八・一～三（定善義）、九八―九・一～三（玄義分）。

⑩　廣川堯敏「金沢文庫本『観経疏聞書』と『光明抄』―良忠教学の思想基盤―」（『浄土宗学研究』巻一八、一九九二年）を参照されたい。

⑪　『法事讃疑芥』については、赤松信映・西村慶哉・佐竹真城「〈共同研究〉称名寺聖教『法事讃光明抄』について（一）―概要と巻一翻刻―」（『宗学院論集』巻九一、二〇一九年）を参照されたい。

⑫　「竪」は「堅」の写誤か？「竪」では意味が通らないように思う。

⑬　ここで詳釈を「定善義抄」に譲っていることは一考を要する。撰者が長西であるならば、おそらく『観経疏光明抄』のなか『定善義光明抄』に該当すると推察するが、金沢文庫管理の称名寺聖教の一つである『観経疏光明抄』は残欠本であり、遺憾ながら『定善義光明抄』は伝わっていない。よって確認する術を持たないのであるが、『散善義

光明抄』には「委註疑芥在」（『宗学研究』巻一四・一六六頁）や「具有註論抄也」（『宗学研究』巻一六・一三一頁）など、長西は委細な解釈が別書にある場合に著作間での連絡を図ることが知られるから、当該箇所も注意を払っておかねばならない。

⑭『浄土論注要文抄』については、「金沢文庫蔵『浄土論注要文抄』の諸問題」（『真宗研究』巻五六、二〇一二年）・「金沢文庫蔵『浄土論注要文抄』撰者考」（『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』巻一二、二〇一二年）・「称名寺聖教『浄土論注要文抄』（仮題）について（一）―概要と上巻翻刻―」（『金沢文庫研究』巻三四〇、二〇一八年）・「称名寺聖教『浄土論注要文抄』（仮題）について（二）―下巻翻刻―」（『金沢文庫研究』巻三四一、二〇一八年）等を参照されたい。

⑮この理解は前に引用した『散善義光明抄』（『宗学研究』巻一四・一八〇頁）にも示される。

⑯『宗学院論集』巻九一・一八八頁下。

⑰安井博士も「門弟の阿弥陀房が師長西の説を録し……自説を加へたものだと思ふ」（前掲書三七頁）と述べて、同様の見解を示している。

⑱既に、拙稿「長西教学に関する一試論―法然聖人門流における邪義・異端評価の成立背景―」（『中央仏教学院紀要』巻二八・五〇頁、二〇一七年）において、可能性を示唆した。本件については、〈浄土疑芥〉の翻刻完了後に稿を改めて論じてみたい。

⑲廣川堯敏稿「金沢文庫本『観経疏聞書』について」（『印度学仏教学研究』巻三七―一・一九八八年）・同前掲稿（一九九二年）・同「然阿良忠と諸行本願義」（『印度学仏教学研究』巻四二―二・一九九四年）・同「初期良忠教学の形成過程―金沢文庫本『観経疏玄義分聞書』第一を中心として―」（『浄土宗学研究』巻二三・一九九七年）を参照。廣川博士はこれらの論考のなかで、総じて長西と良忠は対立する面と共通する面との両面を合わせ持っていることを論じている。

⑳赤松・西村・佐竹前掲稿一七六―一八二頁。

㉑『浄全』巻四・四一九頁上で「有云」と論難の対象として引用される義も、『礼讃光明抄』三〇丁右に示される長西義と一致することから、良忠が『礼讃光明抄』を披閲していたことは明らかである。

㉒「注」と「住」の相異については、意味が全く異なるものであるが、両字は人偏と三水の異なりであり、文字をく

ずした際に字形が酷似することが指摘でき、「注」では意味が通らないことから、『礼讃光明抄』の書写者による写誤であると考えるべきだろう。

㉓ 国際日本文化研究センター発行の『日本研究』巻六〇（二〇二〇年三月刊行予定）に「称名寺聖教『往生礼讃光明抄』翻刻」として掲載予定。

付記

小論は、公益財団法人三菱財団の第四八回（二〇一九年度）人文科学研究助成ならびに本願寺派教学助成財団の平成三〇年度助成による成果の一部である。また、小論の執筆にあたり、金沢文庫御当局には格別の御高配を賜りました。衷心より感謝申し上げます。

キーワード 覚明房長西、浄土疑芥、良忠、往生礼讃私記、金沢文庫